

金融審議会ワーキンググループ資料
少額短期保険の概要と今後の課題

平成24年6月7日

■ 少額短期保険の制度概要（現状） ■

少額短期保険業に係る保険金額

被保険者あたり：1,000(5,000)万円以下(複数契約合算)＋以下の区分ごとに上限(複数契約合算)

1. 死亡保険(下記5.を除く) 300(1,500)万円以下
2. 医療保険等第三分野の保険(下記3.4.5.を除く) 80(240)万円以下(日額×通算限度日数)
3. 疾病等を原因とする重度障害保険 300(1,500)万円以下
4. 傷害を原因とする重度障害保険 600(3,000)万円以下
5. 傷害死亡保険 傷害死亡保険は、600(3,000)万円以下(傷害死亡のみの保険は300(1,500)万円以下)
6. 損害保険 1000(5,000)万円以下

※ ()内の数字は少額短期保険業者として登録を受けてから2013年3月31日までの間の激変緩和措置で、再保険に付すること等を条件とし、少額短期保険業者が引受を行うことができる金額

少額短期保険業に係る保険期間

1. 第一分野 1年間
2. 第二分野 2年間
3. 第三分野 1年間

日本少額短期保険協会 ホームページより抜粋

主な少額短期保険商品

定期保険(死亡保険・葬儀保険) 医療保険 傷害保険 家財保険 個人賠償責任保険 ペット保険
費用保険(地震費用・山岳レスキュー費用など) 特殊マーケット向け商品(糖尿病患者・知的障害者など)

■ 少額短期保険と生命保険・損害保険の相違点 ■

	少額短期保険業者に課される規制	(参考) 保険会社への規制
参入規制等	財務局による登録制(登録拒否事由あり)	金融庁長官による免許制
	最低資本金: 1000万円	最低資本金: 10億円
	最低資本金と同額以上の純資産額(子会社等を有する場合は、連結貸借対照表による。)	
生損保兼営	生損兼営可	生損兼営禁止
商品審査	事業方法書・普通保険約款・算出方法書	事業方法書・普通保険約款・算出方法書
	事前届出制(届出の60日後(短縮・延長可)より発効)⇒事方書・普約の審査基準は保険会社と同じ(金融庁に変更・撤回命令権あり。)>算方書については、保険計理人の意見書を添付させ、事前審査を行わない(毎決算期の保険金等割合や責任準備金の積立状況に基づく事後的な変更命令権あり。)	個人商品は認可制
資産運用	預貯金(外貨建を除く。)・国債・地方債等に限定	一定の範囲内で可能
外部監査	資本金3億円以上	全社
業務報告書	中間業務報告書(資本金3億円以上に限る。)	中間業務報告書
(連結)	業務報告書	業務報告書
情報開示	ディスクロージャー誌の備置	同左
検査・監督	金融庁(財務局)による検査・監督	同左
	報告徴求・業務改善命令・業務停止命令等	
	ソルベンシー・マージン比率規制	
募集規制	保険募集人登録(使用人届出)	同左
	銀行等による募集制限	
	所属保険会社等の賠償責任	
	重要事項説明や割引禁止等を定めた行為規制	
	構成員契約規制	
クーリング・オフ	適用あり	同左

日本少額短期保険協会 ホームページより抜粋

■ 少額短期保険に係る規制緩和要望（平成23年要望事項） ■

	現行法令（抜粋）	改正案（理由）	法令
1	被保険者数の制限 一 保険契約者に係る被保険者の総数は 100 名を超えてはならない	一 保険契約者の規制を撤廃 （保険契約者のニーズへ対応）	保険業法施行令第 38 条の 9 第 2 項 （1 の保険契約者に係る保険金額）
2	保険金額の制限 ① 死亡保険（下記⑤を除く） 300 万円 ② 医療保険等 80 万円 ③ 重度障害保険（下記④を除く） 300 万円 ④ 傷害による重度障害保険 600 万円 ⑤ 傷害死亡保険 600 万円 ⑥ 損害保険 1000 万円	保険金額を保険種目に関係なくすべて 1000 万円とする （保険契約者のニーズへ対応）	保険業法第 2 条（定義） 保険業法施行令第 1 条の 6 （少額短期保険業に係る保険の保険金額）
3	保険期間の制限 損害保険は 2 年 生命保険・医療保険は 1 年	保険期間を全て 2 年以下とする （保険契約者にとって安定的な保障の継続を妨げる要因となるため）	保険業法第 2 条（定義） 保険業法施行令第 1 条の 5 （少額短期保険業に係る保険の保険期間）
4	事業規模の制限 前事業年度の年間収受保険料が 50 億円を超えてはならない	年間収受保険料に再保険料を加算しないで 50 億円とする （再保険手数料は保有する保険リスクに直接関係ないため）	保険業法施行令第 38 条 （少額短期保険業者が収受する保険料の基準）
5	少額短期保険募集人の登録・届出について 生命保険系と損害保険・第三分野系で登録制と届出制が混在している	少額短期保険業で取扱う生命保険商品は 損害保険・第三分野の保険の募集に準じて 取扱う （手続きの統一化）	保険業法第 275 条（保険募集の制限） 保険業法第 302 条（役員又は使用人の届出）

平成23年度 日本少額短期保険協会 定時総会資料より抜粋

■ 少額短期保険業に係る規制の見直し ■

① 平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受け可能な保険の上限金額については、平成25年3月までの経過措置として、本則の5倍(医療保険は3倍)とする特例が認められている。当該特例に関して、経過措置適用業者が平成25年3月までに契約した保険の更新等については従来通り本則の5倍(医療保険は3倍)、平成25年4月以降の契約については本則の3倍(医療保険は2倍)とした上で、経過措置を5年(30年3月まで)延長する(法律・政令改正)。

② 一 契約者に係る被保険者の総数は、保険金額の大小にかかわらず、一律に100人までとされているが、これについて、以下のように要件を緩和する措置を講ずる(政令改正)。

- i 一 契約者あたりの総保険金額の上限を、本則の上限金額に100を乗じた金額(以下「上限総保険金額」という。)とする。
- ii 更に、契約当初、上限総保険金額内であれば、契約期間内にやむを得ない理由により被保険者が追加され上限を超過した場合でも、契約期間内は当該超過を容認する。但し、濫用防止の観点から、当該超過額は上限総保険金額の10%を限度とする。

平成24年1月6日金融庁報道発表資料より抜粋

■MEMO